

## 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル**：国際的な私法統一の概念整理、および、(非) 効率性と (非) 実効性

**報告者・共著者** (大学院生は所属機関の後に (院生) と記入してください。)

**報告者氏名**： 加賀見一彰

**所属**：東洋大学経済学部

**共著者 1 氏名**：

**所属**：

**共著者 2 氏名**：

**所属**：

## 論文要旨 (800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語)

この研究では、国際的な私法統一の概念を再検討したうえで、かなり現実的な条件のもとで、私法統一が望ましくなく、かつ、実現する可能性が低いことを明らかにする。

国際化とは、複数の国家に関わる人、物、金、情報、権利・義務の量が急激に増大する現象である。従って、国際化の進展は、当然のこととして、複数の国家に関わる私的な法律関係 (渉外的法律関係) の増加を伴う。この結果として、(膨大な) 渉外的法律関係に対処するための体系的な法的枠組みを構築・改善することの便益がコストを上回る傾向が生まれる。その法的枠組みとしては、国際的な私法統一あるいは準拠法選択ルールの確立が、検討されてきた。そして、これまでの議論では、この 2 つの法的枠組みのうちで、私法統一が理想とされてきた。しかし、およそ 100 年 (あるいはそれ以上) にわたって、私法統一が理想とされながら、なかなか実現されていない。この事実はしばしば指摘されてきたが、「では、どうすれば私法統一を推進できるのか」という議論が蓄積される一方で、「そもそも私法統一は望ましいか」と言う問題はほとんど検討されなかった。

国際的な私法統一の意味や意義、可能性については、すでに、加賀見 [2009] や Kono and Kagami [2013] において検討した。しかし、曾野他 [2013] 『私法統一の現状と課題』が刊行されて、まさに「現状と課題」を詳細に理解する材料が与えられ、また、これを契機として、私法統一の意義を多面的に再検討する動きが見られること。さらに、イギリスの EU 離脱に伴う私法統一の動揺、あるいは、企業、金融、労働、環境、情報技術、個人情報などに関する国際的な (私) 法統一の新たな動きが出ていること。これらを勘案すると、国際的な私法統一について、より現代的かつ現実的な事情を即した考察が求められるとあってよいだろう。

そこで、この研究では、(i) 統一私法が (仮に確立コストを無視できるとしても) 運用コストを削減すると同時に多様性をも低下させるために、望ましいとされる条件が限定されることを明らかにする、(ii) 対処すべき渉外的関係に対して各国が統一私法と内国法のいずれかを選択して適応する状況において、かなり緩い条件のもとで、各国が内国法を適応することがナッシュ均衡となるために、統一私法の実効性は制限されることを示す、そして、(iii) これらの検討を踏まえて、近年の現実社会における動向を検討する。